

和歌山市脱炭素先行地域計画の実施に係るパートナー選定における プロポーザル実施要領

公表日 令和8年5月20日
(2026年)

1 概要

名称：和歌山市脱炭素先行地域計画の実施に係るパートナー選定

目的：和歌山市（以下「本市」という。）は、「全国の空洞化都市に先駆ける“和歌山市モデル”～空き家改修×脱炭素で創るまちなか再生戦略～」を掲げ、国の脱炭素先行地域に選定された。これに基づき、脱炭素社会の実現に向けた取り組みを本市と共に推進し、連携協定を締結するパートナーを公募する。

業務内容：別記和歌山市脱炭素先行地域計画の実施に係るパートナー選定における仕様書のとおり

協定案：連携協定書（案）のとおり

2 参加資格要件

本件プロポーザルに参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たすものであること。

- (1) 次のいずれにも該当しない者であること。
 - ア 調達契約を締結する能力を有しないこと。
 - イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者であること。
 - ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者であること。
 - エ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められ、又は認められた日から2年を経過しないこと。
- (2) 次に掲げる税のいずれについても未納の額がないこと。
 - ア 市税（本市が賦課徴収するものに限る。）
 - イ 消費税及び地方消費税
 - ウ 所得税又は法人税
- (3) 実施要領の公表日からパートナー特定の日までのいずれかの日において、和歌山市物品等調達業者指名停止要綱（平成5年5月1日制定）又は、和歌山市建設工事等指名停止基準（平成15年5月1日制定）に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 前号に掲げる期間において、本市が行う調達契約等からの暴力団排除に関する事務取扱要領（平成20年6月1日制定）に基づく排除措置を受けていないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）があった者にあつては同法の規定による更生計画認可の決定（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）を受けた者、又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てがあった者にあつては同法の規定による再生計画認可の決定を受けている者であること。
- (6) 業務受注実績（令和2年度から令和7年度までの期間において、再エネ余剰電力の集約

(アグリゲーション)による需給調整業務、またはこれに類する業務の受注実績が2件以上)を有すること。なお、実績は公共事業に限らない。

(7) 特定卸供給事業者の届出を行っている者であること。

(8) 登録小売電気事業者であること。

(9) 共同企業体または複数の企業で参加をする場合は、次の要件を満たしていること。

ア 共同企業体または複数の企業は三者以内で構成されていること。

イ 複数の企業で参加する場合は、代表企業が申込み者であること。

ウ 構成企業が、単独企業として参加資格を申請していないこと及び他の構成企業として重複して申請していないこと。

エ 共同企業体または複数の企業の全てが、上記(1)から(5)の要件を満たしていること。

オ 上記(6)(7)(8)の要件については、1者以上が満たしていること。

3 プロポーザル参加資格確認申請書の作成及び提出

本提案公募に参加を希望する者は、次のとおり書類を提出すること。なお、書類作成及び提出に係る一切の費用は、参加希望者の負担とする。

(1) 提出書類(共同企業体もしくは複数の企業で参加する場合は代表企業がまとめて提出すること。)

ア プロポーザル参加資格確認申請書(単独企業の場合:様式1、共同提案の場合:様式1-2)

イ 「2 参加資格要件(2)」に示す確認資料

(ア) 本市が賦課徴収する市税に未納の額がないことを証する書類

本市が賦課徴収する市税がある者は、和歌山市税に係る納税(完納)証明書を提出すること。なお、当該証明書については、本件に係る申請書及び確認資料の提出する日において発行後3か月を経過していないもので、原本又は写しのいずれかを提出すること。本市が賦課徴収する市税がない者は、「市税課税無の報告及び市税の課税状況等調査承諾書」(様式2)を提出すること。

(イ) 消費税及び地方消費税並びに所得税又は法人税に未納がないことを証する書類

納税地を所管する税務署が発行する納税証明書で、法人にあっては納税証明書の様式その3の3を提出すること。なお、当該証明書については、本件に係る申請書及び確認資料の提出する日において発行後3か月を経過していないもので、原本又は写しのいずれかを提出すること。

ウ 事業者の概要等

(ア) 会社概要(様式3 共同企業体もしくは複数の企業で参加する場合は構成企業ごとに作成 パンフレット等既存のものがあれば添付すること。)

(イ) 履歴事項全部証明書

当該証明書については、本件に係る申請書及び確認資料の提出する日において発行後3か月を経過していないもので、原本又は写しのいずれかを提出すること。

エ 役員等調書及び照会承諾書(様式4)

オ 委任状及び使用印鑑届出書(様式5)

カ 「2 参加資格要件(6)」に係る実績を有することを証する書類(契約書の写し等)

(2) 提出期限

令和8年6月1日(月) 16時30分まで(必着)

提出図書はA4製本1部とする。なお、返却には応じない。

(3) 提出先

〒640-8511

和歌山市七番丁23番地

和歌山市役所 市民環境局 環境部 脱炭素社会推進課(和歌山市役所本庁舎6階)

T e l : 0 7 3 - 4 3 5 - 1 3 6 8

F a x : 0 7 3 - 4 3 5 - 1 3 6 6

E-mail : datsutanso@city.wakayama.lg.jp

(4) 提出方法

持参又は郵送で提出すること。

※持参の場合、土曜日、日曜日及び祝日を除く9時00分から16時30分までの間に直接持参すること。

※連絡先のE-mailアドレスを必ず記載すること。

※郵送の場合、記録が残る簡易書留郵便等で行い、提出期限必着のこと。

(5) プロポーザル参加資格確認通知書の送付

提出されたプロポーザル参加資格確認申請書の確認を行い、結果をE-mailにて送付する。

送付予定日 令和8年6月4日(木)

4 実施要領に関する質問及び回答

(1) 質問の受付期間

令和8年5月20日(水)から令和8年6月15日(月) 16時30分まで(必着)

(2) 質問方法

質問書(様式6)に記入の上、E-mailの添付ファイルとして送信すること。メール件名には「脱炭素先行地域計画実施パートナー選定質問_送信年月日(西暦8桁):代表事業者名」を入力すること。送信後、電話にてメールの着信を確認すること。(ただし、電話及び口頭(窓口)による質問は受け付けない。)

(3) 質問の宛先

上記3(3)に同じ。

(4) 質問の回答

質問及び回答は、質問者を特定することができないようにした上で、市ホームページにて随時公表する。ただし、質問者の特殊な技術、経営能力等に関わり、質問者の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害する恐れがあると市が判断したものは公表しない。

5 企画提案書の提出

(1) 提出書類

参加資格の確認を受けた者は、別紙「和歌山市脱炭素先行地域計画の実施に係るパートナー選定における仕様書」(以下、「仕様書」という。)を参照し、次のとおり企画提案書を作成し、提出すること。記載の様式は任意とするが、記載する順番及び記載項目は下記提案事

項に準じること。

No	提案事項
1	余剰電力アグリゲーション（実績）
2	小売電気供給業務（実績）
3	業務理解
4	余剰電力アグリゲーション業務（実施手法等）
5	不足電力小売供給業務
6	余剰電力増加への対応
7	余剰再エネ供給先需要家への対応業務
8	和歌山市脱炭素先行地域計画実施への協力
9	地域貢献度

ア 企画提案書（A4版、左綴じ、表紙を除く両面20ページ以内）

※業務内容、運営業務の収支計画、業務の実施体制、本業務遂行の意欲等を具体的に記載すること。

イ スケジュール（A4版、左綴じ、両面2ページ以内）

(2) 提出部数

8部（原本1部（押印すること）、副本7部（押印不要））

(3) 提出期限

令和8年6月26日（金）16時30分まで（必着）

(4) 提出先

上記3（3）に同じ。

(5) 提出方法

上記3（4）に同じ。

(6) 提出制限

企画提案書は、1提案者について1件を限度とする。

6 評価方法

本募集の評価は次のとおり行うものとする。

(1) 企画提案評価会（プレゼンテーション及びヒアリング）

参加資格の確認を受けた者から提出された企画提案書、プレゼンテーション及びヒアリングについて、下記「7 評価基準及び配点」で示す評価基準に基づいて評価し、最も高い評価を受けた企画提案を行った者を当該業務の実施者となるべき候補者（以下「パートナー候補者」という。）として特定する。

(2) 評価についての注意事項

ア 最高得点の者が複数となった場合は、審査委員の投票で多数決により当該同点者の順位を決定する。多数決で同数となった場合は、下記「7 評価基準及び配点」のうち、(2)の配点が最も高い者をパートナー候補者として特定する。

イ パートナー候補者が辞退を申し出た場合や失格事項に該当した場合は、次順位の評価を受けた企画提案を行った者を次点パートナー候補者とする。

- ウ 本募集に参加した事業者が1者であっても、企画提案の評価を実施し、基準を満たしていると判断した場合は、パートナー候補者を特定することができる。
- エ 提出されたすべての提案が基準を満たさないと判断した場合は、パートナー候補者を特定しない。

(3) 開催日時及び場所等

- ア 実施内容 企画提案説明に20分、質疑応答に10分とする。
- イ 開催日時 令和8年7月上旬（予定）
- ウ 開催場所 和歌山市役所本庁舎内（和歌山市七番丁23番地）（予定）
ただし、正式な日時・場所については、別途E-mailにて通知する。
- エ 参加人数 3人までとする。

※なお、プレゼンテーション前後に5分ずつ準備・撤去の時間を設ける。

※プレゼンテーション及びヒアリングは非公開により実施する。

※プレゼンテーションは提出された企画提案書に基づいて行うものとし、新たな提案を行うことは認めない。

※プレゼンテーションにあたり、説明用にパワーポイントその他を使用する場合は、提案者がこれに必要なパソコン等の機器を用意するものとし、スクリーン及びプロジェクター本体については、本市が用意するものとする。

※開催日時及び場所等については、変更する場合がある。

(4) 評価結果の通知

評価結果については評価結果通知書（令和8年7月上旬送付予定）により通知する。

7 評価基準及び配点

プロポーザルは次の評価基準に基づき評価する。

なお、評価は各評価委員がそれぞれ200点満点で採点し、全評価委員の採点の平均点をもって提案者の得点とする。120点を最低基準点とし、最低基準点に満たない提案はパートナー候補者として特定しない。

評価基準		配点
(1) 業務実績にかかる評価（配点50点／200点）		
余剰電力アグリゲーション（実績）	全国（特に本市を管轄する旧一般電気事業者管内）での太陽光発電の余剰電力管理実績を十分に有しているか 設置場所の異なる複数の太陽光発電設備で発生した余剰電力をアグリゲーションし、需給調整した実績を十分に有しているか	30点
小売電気供給業務（実績）	公共施設への電力供給実績を十分に有しているか 民間施設（特に特別高圧、高圧）への電力供給実績は十分に有しているか 電源構成のうち十分な再エネ比率を有しているか 事業者の排出係数は適切か 電気料金単価（円/kWh）及びその算定根拠は適切か	20点
(2) 業務提案内容にかかる評価（配点150点／200点）		

業務理解	和歌山市脱炭素先行地域計画についての理解度は十分か	30点
余剰電力アグリゲーション業務 (実施手法等)	発電契約者として余剰電力アグリゲーション業務の実施手法は適切か 複数サイトの余剰電力をリアルタイムで計測・予測・計画策定する情報基盤の機能・信頼性は十分か	30点
不足電力小売供給業務	長期的に安定した価格で電力供給できる構成となっているか、また、単価構成やその算出方法に透明性や具体的な根拠があるか 地産、再エネ電源の活用方針、内容は適切か 小売電気事業者として長期に渡り供給し続ける信頼性を有しているか	30点
余剰電力増加への対応	段階的に整備される太陽光発電設備に比して増加する余剰電力の管理、有効活用方法は具体的か	10点
余剰再エネ供給先需要家への対応業務	市民や事業者への情報発信方法は分かりやすく、適切な内容か 先行地域内対象施設を有する需要家への説明、提案は具体的で効果的な方法か	10点
和歌山市脱炭素先行地域計画実施への協力	和歌山市脱炭素先行地域計画の実施に向けた協力及びまちなか再生に向けた支援において、支援金の拠出・管理の方法は適切か 同計画を効果的に実行するための地域主体との連携内容は適切か	30点
地域貢献度	本業務の推進手法として地域に対する貢献はあるか	10点
合 計		200点

8 日程（令和8年）

プロポーザル実施要領等の公表	5月20日（水）
プロポーザル参加資格確認申請書提出期限	6月 1日（月） 16時30分まで
プロポーザル参加資格確認通知書送付	6月 4日（木）（予定）
質問の受付期間	5月20日（水）から 6月15日（月） 16時30分まで
企画提案書提出期限	6月26日（金） 16時30分まで
企画提案評価会 （プレゼンテーション及びヒアリング）	7月上旬（予定）
結果通知の送付	7月上旬（予定）
協定の締結	7月中旬（予定）

9 失格事項

本プロポーザルの提案者若しくは提出された参加資格確認申請に係る書類及び企画提案書が、次のいずれかに該当する場合は、その提案者を失格とする。なお、選定後に次のいずれか

に該当していたと判明した場合も同様とする。

- (1) 提出書類の提出方法、提出先及び提出期限に適合しないもの
- (2) 提出書類の作成形式及び記載上の留意事項に示された要件に適合しないもの
- (3) プレゼンテーション等に出席しなかったもの
- (4) 虚偽の申請を行い、提案資格を得たもの
- (5) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行ったもの
- (6) その他不正行為があったと市が認めた場合

10 パートナー候補者特定後の協議・協定締結等

(1) 協定の締結

市は、企画提案書等の内容に基づき、協定を締結するものとする。なお、協議が整わない場合にあっては、次点パートナー候補者と協議の上、協定を締結することができる。

また、協定締結までの期間に、パートナー候補者が「2 参加資格要件」を満たさなくなった場合は、その時点で失格とする。

(2) 仕様等の協議

ア 市は、企画提案書等の内容に基づき、本業務の業務仕様等についてパートナー候補者と協議し、その内容を決定することとする。

イ この協議はパートナー候補者が行った提案の範囲内で行うものとし、費用はパートナー候補者の負担とする。

11 その他留意事項

- (1) 提出期限以降における書類の差し替え及び再提出は認めない。
- (2) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、提出書類を無効とするとともに、指名停止措置を行うことがある。
- (3) 提出書類は返却しないととも、パートナー候補者の特定以外には提案者に無断で使用しない。
- (4) 書類の作成、提出及びその説明に係る費用は、提案者の負担とする。
- (5) パートナー候補者特定後、本市と協議を行うが、それに伴い仕様書の内容に変更が発生する場合がある。
- (6) 選定結果について、異議申し立ては一切受け付けない。
- (7) 本業務の取組状況や成果については、本市のホームページや広報誌等で公表する場合がある。
- (8) 業務の実施により生じた財産権（設備等）は事業者に帰属するものとする。ただし、知的財産権のうち、業務成果として公表・利用する報告書や統計データ等については、本市が無償で利用できるものとする。
- (9) 他に行っている業務と明確に区分した経理処理を行うこと。また、会計帳簿等の帳簿類は、和歌山市脱炭素先行地域計画終了（2030年度末）後5年間保管すること。
- (10) 企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとする。ただし、パートナー候補者が作成した企画提案書等の書類については、市が必要と認める場合には、市はその一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写）することができるものとする。

- (1 1) 本プロポーザルの実施において使用する言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本標準時及び計量法（平成4年法律第51号）によるものとする。
- (1 2) その他本業務の目的を達成するために、より効果的な提案も可能とする。
- (1 3) パートナー候補者は、本業務を行うにあたり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、または自己の利益のために利用することはできない。また、業務終了後も同様とする。
- (1 4) パートナー候補者は、本業務を行うにあたり、個人情報を取り扱う場合にはその取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めること。
- (1 5) 本要領に定めない事項については、パートナー候補者選定後、市と協議を行い、定めるものとする。